

建築工事設計業務委託特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称 (三重県立看護大学トイレ設備等建築工事設計業務委託)

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (看護大学トイレ設備等)
- (2) 敷地の場所 (津市夢が丘地内)
- (3) 施設用途 (トイレ設備等)

平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第八号 第1類とする。

3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「・」印のついたものについては、「◎」印の付いたものを適用する。

4. 設計と条件

- (1) 敷地の条件
 - a. 敷地の面積 ()
 - b. 用途地域及び地区の指定 (市街化区域)
- (2) 施設の条件
 - a. 施設の延べ面積 (トイレ設備等 約140㎡、渡り廊下 約100㎡)
 - b. 主要構造 (鉄骨造2階建て)
 - c. 耐震安全性の分類
官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年12月18日付け国営計76号、国営整第123号、国営設第101号)による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。
 - 1) 構造体 II 類
 - 2) 建築非構造部材 A 類
 - 3) 建築設備 甲 類
- (3) 建設の条件
 - a. 予定工事費 (約80百万円(税抜き))
 - b. 建設工期 (180日間)
- (4) 設計と条件については、次の資料による。
 - ・地質調査報告書
 - ・既設建築設計図面
 - ・

II. 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

- (1) 一般業務の範囲
 - a. 基本設計
 - ・建築(総合)基本設計に関する標準業務

- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- ◎ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ◎ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ◎ 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ◎ 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - ・ 昇降機設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

◎ 積算業務

- ◎ 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ◎ 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ◎ 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

・ 透視図作成

[種類（ ） 判の大きさ（ ） 枚数（ ） 額の有無（ ） 材質（ ）]

・ 透視図の写真撮影

[カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ）
電子データ（ ）]

・ 模型製作

[縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）]

・ 模型の写真撮影

[カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ）
電子データ（ ）]

◎ 計画通知、確認申請手続き業務

（計画通知書及び各種許可申請書の提出・手続き業務に要する手数料は、別途発注者において準備するが、当該申請が不適合等の判定を受けるなど、再申請が必要となった場合における手数料は、受注者の負担とする。）

◎ 関係法令等（条例、指導要綱等を含む。）に基づく各種申請手続き業務

（標識看板の作成、設置報告書等の届出）

- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務
- ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

◎ 三重県建設副産物処理基準に基づくリサイクル計画書の作成

◎ 概略工事工程表の作成

- ・ 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
- ・ 建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討及び資料の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

◎ b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。

◎ c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行

う。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. 共 通	(年 版 等)
◎ 官庁施設の基本的性能基準	(H 18)
◎ 官庁施設の総合耐震計画基準	(H 19)
・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(H 8)
◎ 官庁施設の環境保全性基準	(H 23)
◎ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	(H 18)
◎ 公共建築工事積算基準	(H 19)
◎ 公共建築工事共通費積算基準	(H 23)
◎ 公共建築工事標準単価積算基準	(H 24)
・ 建築物解体工事共通仕様書	(H 24)
◎ 建築工事における建設副産物管理マニュアル	(H 14)
◎ 省エネルギー建築設計指針	(S 55)
・ 木造計画・設計基準	(H 23)
・ 木造計画・設計基準の資料	(H 23)
◎ 建築設計業務等電子納品要領	(H 24)
◎ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン	
【営繕業務編】	(H 24)
◎ 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する指針（三重県）	(H 14)
◎ 三重県建設副産物処理基準	(H 24)
◎ 三重県環境配慮技術指針	(H 10)
◎ 三重県CALS電子納品運用マニュアル	(H 24)
◎ ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル（三重県）	(H 22)
・	
b. 建 築	(年 版 等)
◎ 建築工事設計図書作成基準	(H 21)
◎ 敷地調査共通仕様書	(H 24)
◎ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	(H 25)
・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	(H 25)
・ 木造建築工事標準仕様書	(H 25)
◎ 建築設計基準	(H 18)
◎ 建築構造設計基準	(H 22)
◎ 建築構造設計基準の資料	(H 23)
◎ 建築工事標準詳細図	(H 22)
・ 擁壁設計標準図	(H 12)
◎ 構内舗装・排水設計基準	(H 13)
・	
c. 建築積算	(年 版 等)

- ◎ 公共建築数量積算基準 (H 18)
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) (H 24)
(内訳作成については三重県仕様による)
- ◎ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編) (H 24)
- ・
- ・

d. 設 備 (年 版 等)

- ◎ 建築設備計画基準 (H 21)
- ◎ 建築設備設計基準 (H 21)
- ◎ 建築設備工事設計図書作成基準 (H 22)
- ◎ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (H 25)
- ◎ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (H 25)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (H 25)
- ◎ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (H 25)
- ◎ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (H 25)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (H 25)
- ◎ 排水再利用・雨水利用システム計画基準 (H 16)
- ◎ 建築設備耐震設計・施工指針 (H 17)
- ◎ 建築設備設計計算書作成の手引 (H 21)
- ・
- ・

e. 設備積算 (年 版 等)

- ◎ 公共建築設備数量積算基準 (H 15)
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (H 24)
(内訳作成については三重県仕様による)
- ◎ 公共建築工事見積標準書式(設備工事編) (H 24)
- ・

(3) プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合の業務履行
受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、
技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ◎ 建築士法(昭和25年法律第202号。)第2条第2項に規定する一級建築士
- ・ 建築設備資格者として登録された建築設備士
- ・ 社団法人空気調和・衛生工学会の定める空気調和・衛生工学会設備士として
登録された学会設備士

(5) 貸与資料等

- ◎ 既設建築物設計図
- ・

貸与場所 (三重県立看護大学) 貸与期間 (受託期間)

返却場所 (三重県立看護大学) 返却時期 (完成検査時)

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- (c) その他 ()

(7) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲 ()
 - ・ 指定部分の履行期限 ()
- (b) 成果物の提出場所 (三重県立看護大学総務課)
- (c) 成果物の提出期限について

設計工期には、監督員による照査期間等を見込んでいるため、成果品（電子納品用CD-R、製本、原図（トレーシングペーパー出力）を除く）については、設計工期末の（ 7 ）日以上前に提出すること。

(d) 成果物の取り扱いについて

提出された成果物については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理、改築、増築等に使用することがある。

(e) 業務の再委託について

- ◎ 設備設計補助業務については、Ⅱ. 2. (4) に記載する資格のいずれかを有する者に再委託すること。
- ◎ 設備設計補助業務については、公共工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計を実施した経験を有すること、若しくは、監督員がそれに準ずる能力があると認めた者であること。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成 果 物	原 図	陽画焼	製本形態	適用 原図については A 2 版以外は特記
a. 建築(総合) ・ 建築(総合)基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上げ概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各階) ・ 工事費概算書 ・ 仮設計画概要書 ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部	()部 ()部 ()部	製本は原寸(1)部 A 4 縮小各(3)部	

成 果 物	原 図	陽画焼	製本形態	適用 原図については A 2 版以外は特記
b. 建築(構造) ・ 建築(構造)基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ・ ・ ()	各 1 部	()部 ()部	製本は原寸(1)部 A 4 縮小各(3)部	
c. 電気設備 ・ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ ()	各 1 部 各 1 部	()部 ()部	製本は原寸(1)部 A 4 縮小各(3)部	
d. 機械設備 ・ 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ ()	各 1 部 各 1 部	()部 ()部	製本は原寸(1)部 A 4 縮小各(3)部	
e. その他 ・ 透視図 ・ 模型 ・ リサイクル計画書 ・ 設計説明書 ・ () ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部			
f. 資料 ・ 各種技術資料 ・ 各記録書 ・ () ・ () ・ ()	一式 一式			

(注) : 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

- : 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に入れることができる。
- : 建築(総合)設計図は、適宜、追加してもよい。
- : 原図は、ケースに入れ納品すること。
- : 電子成果物 (CD-ROM) の提出部数は (◎ 2部 ・ 部) とする。
- : 電子データ等の提出については、「三重県CALS電子納品運用マニュアル」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】」による。
- : 電子納品の対象とする成果物等は基本設計図書、工事費概算書とし、これ以外の図書については監督員との協議による。

(2) 実施設計

成果物等	原 図 (トレシ ングペー パー)	陽画焼	製本形態	適用 原図については A 2 版以外は特記
a. 建築(総合) ◎建築(総合)設計図 建築物概要書 工事区分表 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各階) 矩計図 展開図 天井伏図(各階) 平面詳細図 部分詳細図(断面含む) 建具表 外構図 日影図 仮設計画図 ・ () ・ ()	各 1 部	(2)部	製本は原寸 (1) 部 A 4 縮小各(3)部 設備包含の場合、 A 4 縮小版は、 建築・電気・機械に 分けずに作成	
b. 建築(構造) ◎建築(構造)設計図 仕様書 構造基準図 伏図(各階)	各 1 部	(2)部	製本は原寸 (1) 部 A 4 縮小各(3)部	

成果物等	原 図 (トレーシ ングペー パー)	陽画焼	製本形態	適用 原図については A 2 版以外は特記
軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ◎構造計算書 ・ ()	各 1 部	(2) 部		
c. 電気設備 ◎電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 静止形電源設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害 防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室 管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 ◎電気設備設計計算書 ・ () ・ ()	各 1 部	(2) 部	製本は原寸 (1) ぶ A 4 縮小各 (3) 部	

成果物等	原 図 (トレーシ ングペー パー)	陽画焼	製本形態	適用 原図については A 2 版以外は特記
<p>d. 機械設備</p> <p>◎空気調和設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図</p> <p>◎給排水衛生設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 し尿浄化槽設備図 ごみ処理設備図 さく井設備図 屋外設備図</p> <p>◎空気調和設備設計計算書</p> <p>◎給排水衛生設備設計 計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> • () • () 	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>(2) 部</p> <p>(2) 部</p> <p>(2) 部</p> <p>(2) 部</p>	<p>製本は原寸 (1) 部 A 4 縮小各 (3) 部</p>	
<p>e. 昇降機設備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 昇降機設備設計図 昇降機設備図 搬送機設備図 • 昇降機設備設計計算書 • () • () 	<p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>() 部</p> <p>() 部</p>		

成果物等	原 図 (トレーシ ングペー パー)	陽画焼	製本形態	適用 原図については A2版以外は特記
f. 建築積算 ◎建築工事積算数量算出書 ◎建築工事積算数量調書 ◎見積書等関係資料 ◎工事設計仕様書(内訳書) ・ () ・ ()	各1部 各1部 各1部 各1部			
g. 電気設備積算 ◎電気設備工事 積算数量算出書 ◎電気設備工事 積算数量調書 ◎見積書等関係資料 ◎工事設計仕様書(内訳書) ・ () ・ ()	各1部 各1部 各1部 各1部			
h. 機械設備積算 ◎機械設備工事 積算数量算出書 ◎機械設備工事 積算数量調書 ◎見積書等関係資料 ◎工事設計仕様書(内訳書) ・ () ・ ()	各1部 各1部 各1部 各1部			
i. その他 ・透視図 ・透視図の写真 ・模型 ・模型の写真 ・防災計画書 ・省エネルギー関係計算書 ◎リサイクル計画書	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部			

